

館林地区消防組合職員任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月16日

館林地区消防組合
管理者 多田善宏

館林地区消防組合規則第4号

館林地区消防組合職員任用規則の一部を改正する規則

館林地区消防組合職員任用規則（平成元年館林地区消防組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- (3) 消防長が別に定める職務遂行に必要な最低限度の経歴、学歴、年齢、身体、体力等を有すること。

第6条を次のように改める。

（採用試験の方法）

第6条 採用試験は、次に掲げる方法のうち2以上を併せ用いることにより行うものとする。

- (1) 筆記試験
- (2) 口述試験
- (3) 論文試験
- (4) 体力測定
- (5) 身体検査
- (6) その他職務遂行の能力を客観的に判定することができる方法

第7条中「掲示板に公告する外必要に応じて市町広報その他の方法を併せて行うことができる。」を「広報誌への掲載、その他適切な方法により行うものとする。」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。